主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人松永志逸の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、原判断にそわない事実 関係を前提とするものであり、その余の点は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不 当の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五〇年四月二一日

最高裁判所第二小法廷

男		昌	原	岡	裁判長裁判官
雄		信	Ш	小	裁判官
郎	_	喜	塚	大	裁判官
豊			田	吉	裁判官